

議案第 1 4 号

羽生市企業立地促進条例の一部を改正する条例

羽生市企業立地促進条例（平成 2 2 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 適用区域 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 号）第 5 条第 1 項第 1 号に<u>規定する土地の区域であって、平成 1 7 年羽生市告示第 5 7 号において市長が指定した土地の区域をいう。</u></p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 固定資産 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 1 条第 1 号に規定する<u>固定資産</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(優遇措置対象企業等)</p> <p>第 4 条 前条に規定する優遇措置の対象となる企業等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 適用区域 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 8 号）第 5 条第 1 項第 1 号による<u>土地の区域をいう。</u></p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 固定資産 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 1 条第 1 号に規定する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(優遇措置対象企業等)</p> <p>第 4 条 前条に規定する優遇措置の対象となる企業等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) <u>公害が発生するおそれのないこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(特例措置の申請等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の<u>規定による申請</u>があったときは、これを審査し、<u>適当と認められる企業等につき特例措置を決定する。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第11条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を廃止したとき又は<u>6か月以上休止したとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(2) <u>公害発生のおそれのないこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(特例措置の申請等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、<u>適当と認められる企業等につき特例措置を決定する。</u></p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第11条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を廃止したとき又は<u>6月以上休止したとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市企業立地促進条例第2条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の適用区域について適用し、同日前の適用区域については、なお従前の例による。

平成31年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明